

## 内閣府経済社会総合研究所 任期付職員の募集について

内閣府経済社会総合研究所では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、任期付職員の募集を行います。

### 1. 採用予定官職

内閣府事務官（内閣府経済社会総合研究所総務部総務課課長補佐）（課長補佐級）  
併任 経済社会総合研究所研究官

### 2. 募集人員 1名

### 3. 職務内容

経済社会総合研究所（以下、「研究所」という）は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡しを担っています。主要な任務として、経済活動、経済政策、社会活動等に関わる理論的・実証的研究を行うとともに、政策研究を担う人材育成・研修等に取り組んでいます。

研究所では、時代の要請にこたえる研究テーマが随時設定され、我が国の政策諸課題に応える複数のプロジェクトが進められています。今回募集する職員は、以下のプロジェクトに関し、チームの一員として、必要な資料や情報収集・分析、各方面との連絡調整を行う業務を担当します。

- ① ウェルビーイング指標群の政策への実践的活用及び Beyond GDP の実装に向け、研究所内外の関係者と協力し、国際機関・諸外国や自治体の動向等の情報収集、調査分析・研究や、探索的議論を行う。
- ② また、上記に関連する各種連絡調整・手続き等の業務を行う。

### 4. 応募要件・資格

以下の条件に該当する方

- (1) 大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者。
- (2) ウェルビーイングに関心があり、チームでの取り組みに積極的に参画できる者。
- (3) 本件関連業務に関して10年以上の実務経験を有する者。
- (4) 上記の他、共同研究実施経験やレポート執筆経験、英語の文書を読解・作成できればなお望ましい。

また、次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
  - その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 5. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号（以下、「任期付職員法」という。））に基づき常勤の国家公務員として採用します。

## 6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

## 7. 身分

国家公務員

## 8. 雇用期間

令和8年4月1日（予定）から令和11年3月31日までの期間。

（5年を限度に延長もあり得ます。）

## 9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。必要に応じて超過勤務あり。）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇。

## 10. 勤務地

内閣府（東京都千代田区永田町1-6-1）

## 11. 応募方法

### (1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。（例：平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 （株）〇〇社〇〇部〇〇課勤務等）

イ) 志望理由（A4横書き 1,000字以内）

ウ) 職務経歴書（これまでに従事したことがある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※なお、応募書類は返却しません。（責任廃棄）

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府 経済社会総合研究所総務部総務課

(4) 提出締切り 令和8年3月3日(火) 必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

## 1.2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

## 1.3. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。

## 1.4. 連絡先

内閣府 経済社会総合研究所総務部総務課

TEL: 03-5253-2111 (代表) (内線32712) 福山